# 『銀行業務検定試験 公式テキスト 相続アドバイザー3級 2021年度受験用』 追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト 相続アドバイザー3級 2021年度受験用』をお持ちの方が、 2022年5月以降に銀行業務検定試験「CBT相続アドバイザー3級」を受験する際の一助となるよう、お知らせするものです。

記

### ●成年年齢の引下げ

「民法の一部を改正する法律」の施行により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。これにより、1人で有効な契約をすることができる年齢および父母の親権に服さなくなる年齢が18歳となる。ただし、同日より前に18歳および19歳の者が単独で締結した契約は、施行後も引き続き取り消すことができる。

#### ●女性の婚姻開始年齢の引上げ

「民法の一部を改正する法律」の施行により、令和4年4月1日から女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられた。ただし、同日時点ですでに16歳以上の女性は、引き続き18歳未満でも結婚することができる。

#### ●成年年齢の引下げに伴う相続税および贈与税への影響

上記の改正により、相続税および贈与税に係る次の①~⑥の規定についても18歳を基準とする改正が行われた。

- ① 未成年者控除
- ② 相続時精算課税の選択

- ③ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税
- ④ 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税
- ⑤ 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
- ⑥ 相続時精算課税適用者の特例

これらは、原則として、令和4年4月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用される。ただし、同日より前に相続、遺贈または贈与により取得した財産に係る相続税または贈与税については、従前どおり20歳が基準とされる。

#### ●住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置について,適用期限が令和5年12月 31日まで2年延長された。

#### ●直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税について、令和4年分および 令和5年分における省エネ等住宅に係る非課税限度額を1,000万円、それ以外の住宅に係る非課税限 度額を500万円とするとともに、適用期限が令和5年12月31日まで2年延長された。

#### ●事業承継税制における特例承継計画の提出期限

事業承継税制における特例承継計画の提出期限が、令和6年3月31日まで1年延長された。

## ●令和4年度の遺族年金の年金額(カッコ内は令和3年度の金額)

令和4年度の遺族年金の年金額が、下表のとおり定められた。

遺族基礎年金	基本額	777,800円(780,900円)
	第1子・第2子の加算額	223,800円(224,700円)
	第3子以降の加算額	74,600円 (74,900円)
遺族厚生年金	中高齢の寡婦加算額	583,400円(585,700円)